

令和4年3月16日

福 津 市 議 会

議 長 江 上 隆 行 様

市民福祉委員会

委員長 高 山 賢 二

市民福祉委員会審査報告書

令和4年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条並びに第143条第1項により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和4年2月22日
審査年月日 令和4年2月28日

2. 出席者

委員 高山委員長、中村晶代副委員長、森上委員、石田委員、下山委員、椛村委員
執行部 辻健康福祉部長、神山健康福祉部理事、横山市民部長、吉崎財政調整課長、平田保険年金医療課長、青谷人権政策課長兼男女共同参画室長、増田こども課長、朝長いきいき健康課長、佐々木保険年金医療課主幹、石津健康づくり係長
紹介議員 榎本議員

◎議案第21号 福津市国民健康保険税条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁
なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第22号 福津市健康福祉総合センター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 健康増進室の利用者数と健康度測定の利用割合はどの位なのか。

(答弁) 令和2年度及び令和3年度の利用者数はコロナの影響で低迷しているため、平成31年度の内容でお答えする。健康増進室の延べ利用者数は2万8,280人。1年間で健康度測定は192人が利用できる設定である。

(質疑) 健康度測定を廃止した場合、今後のフレイル対策等の健康寿命延伸の取り組みはどのように行っていくのか。

(答弁) 現在の健康度測定には代替方法があるため、フレイル対策の指導は可能である。介護予防については高齢者サービス課と協力して取り組んでいきたい。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第23号 福津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第24号 福津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第25号 福津市附属機関設置条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 大和保育所機能検討委員会の構成はどのような予定か。

(答弁) 幼児教育に精通した方を2名、市内の保育所事情に詳しい、保育所、病院もしくは療育施設の関係者1名、そして健康福祉部長を考えている。

(質疑) 現在の待機児童数は何人か。また今回設置する検討委員会では、どのようなことを目指していくのか。

(答弁) 12月末の法定待機児童は77人、累積待機児童は216人である。経営の効率化を図ること、大和保育所が行ってきた保育を継続しながら民営化ができるかということを観点に、機能と運営方法の見直しを審議いただく。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第28号 福津市特別会計条例の廃止について

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎請願第1号 福津市福社会館 夕陽館に関する請願書

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 福津市の財政支出について、費用対効果は絶対条件と考える。夕陽館の運営費用は税の使われ方の不均衡のように思われるが、どのように考えているか。

(答弁) 売却することに反対しているわけではない。夕陽館に限らず、行政財産を、市民に丁寧な説明をすることなく閉館するということが問題である。

(2) 主な意見

(反対) なし

(賛成) 譲渡先事業者の募集に応募者がなく、指定管理者による運営が3月末で終了するため4月からは休館する旨がホームページなどに掲載されている。休館せずに継続すると多額の経費が予想されるが、日ごろから夕陽

館を利用している地域住民の切実な願いである。担当課をはじめ行政側は、経営継続が出来るか出来ないかに関わらず、住民と利用者に丁寧に理由を説明すること。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により採択すべきものと決定した。